

NEWS RELEASE



国土交通省

国土交通省 近畿運輸局

問い合わせ先
(所属) 自動車交通部旅客第一課
(担当) 亀井、北本
(電話) 06-6949-6445

令和6年7月4日

路線バス事業者に対する行政処分について

近畿運輸局は、道路運送法第40条の規定に基づき、以下のとおり行政処分を行いましたので、お知らせします。

1. 違反の概要

○道路運送法第16条第1項違反（事業計画に定める業務の確保違反）

- ・123系統東山プラザ前停留所において、旅客の乗降扱いを正規の場所ではなく、停留所手前の場所で行って折り返しの運行を行っており、車両の方向転換を行う際、認可を受けていない路線を運行していた。
- ・21系統において、神戸三宮停留所から新神戸駅停留所に向かう際、認可を受けていない路線を運行していた。

○道路運送法第16条第1項違反（運行計画に定める業務の確保違反）

- ・令和6年2月28日、131系統アジアワンセンター停留所14時30分、15時30分、16時30分、17時30分発の計4便において、欠便を発生させ、運行計画の定めに従った業務を行っていなかった。
- ・令和6年3月15日、21系統神戸国際大学前停留所12時40分発のバスにおいて、欠便を発生させ、運行計画の定めに従った業務を行っていなかった。

○旅客自動車運送事業運輸規則第12条違反（早発の禁止違反）

- ・令和6年4月2日、131系統アジアワンセンター停留所9時50分発のバスにおいて、停留所に掲示された時刻よりも前に発車させていた。

2. 処分年月日

令和6年7月4日

3. 処分対象事業者及び営業所名

みなと観光バス株式会社（法人番号 6140001002604）
本社営業所（兵庫県神戸市東灘区向洋町東1丁目4）

4. 行政処分の概要

延べ30日間の事業用自動車使用停止処分（対象車両2両）

5. 法令違反条項

- 道路運送法第16条第1項違反（事業計画に定める業務の確保違反）
- 道路運送法第16条第1項違反（運行計画に定める業務の確保違反）
- 旅客自動車運送事業運輸規則第12条違反（早発の禁止違反）

6. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数	3点
当該事業者が付された累積違反点数	3点

配布先：青灯クラブ、近畿運輸局記者会（ハイタク部会）、近畿電鉄記者クラブ、
兵庫県政記者クラブ